

第1章 総則

(通則)

第1条 被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(以下「本補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、その他の法令、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱(改正令和7年3月28日国官参自保第579号。以下「交付要綱」という。)及び被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(改正令和7年4月4日国自安第4号)の規定によるほか、この交付規程(以下「本規程」という。)の定めるところによる。

(目的)

第2条 本規程は、交付要綱第20条の3第1項の規定に基づき、補助対象事業者(事務局)としてのTOPPAN株式会社(以下「TOPPAN」という。)が事業者(第3条に定義する。)に対して本補助金を交付する事業(以下「TOPPAN事業」という。)について、その条件及び手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

一 運行管理の高度化に対する支援

以下の機器を導入する事業

- (1) デジタル式運行記録計
- (2) 映像記録型ドライブレコーダー
- (3) デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付一体型を含む)

二 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

以下の機器を導入する事業

- (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器(IT点呼機器)
- (2) 遠隔点呼機器
- (3) 自動点呼機器
- (4) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- (5) 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
- (6) 運行中の運行管理機器

三 社内安全教育の実施に対する支援

以下の外部教育を導入する事業

- (1) 事故防止コンサルティングの活用事業
- (2) 貸切バス運転者の研修事業

四 健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

以下に例示する検査を事業用自動車の運転者に実施する事業

- (1) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査
 - (2) 脳MRI健診(頭部MRI検査、MRA検査)
 - (3) 頸動脈超音波検査(頸動脈エコー検査)、ABI検査(四肢血圧脈波検査)、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査(腹部エコー検査)
 - (4) 視野障害検査(視力検査、眼底検査、眼圧検査)
- (上記検査は、健康保険適用外として実施されるものに限る。)

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象事業ごとの、交付対象である間接補助対象事業者(以下「事業者」という。)、補助対象経費及び補助率は別表によるものとし、TOPPANは、予算の範囲内において本補助金を交付するものとする。

2 本補助金は、同目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を

含む。そのうちTOPPANが別に定める補助金を除く。)を受けた事業には、交付しない。

3 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1又は別紙2)の記以下に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)のうち、社内安全教育の実施に対する支援に係る補助金の交付を受けようとする者は、TOPPANが別途定める日までに、第1号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

2 申請者のうち、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援に関する機器等の導入を実施した者・健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援に関する補助金の交付を受けようとする者は、TOPPANが別途定める日までに、第1の2号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(電磁的方法による申請)

第5条 申請者は、第4条に基づく交付申請、第7条に基づく申請の取下げ、第8条に基づく計画変更の申請、第9条に基づく補助対象事業の中止又は廃止の承認申請、第10条に基づく事故報告、第11条に基づく状況報告、第12条に基づく実績報告、第14条第2項に基づく補助金の支払請求又は第17条第2項に基づく財産処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じてTOPPANが定めるものをいう。以下、同じ。)により行うことができる。

2 TOPPANは、前項により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令を電磁的方法により行うことができる。

3 第1項に定める電磁的方法とは、パーソナルコンピューター(PC)を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみとし、スマートフォンやタブレット等を用いる方法は含まないこととする。

(交付決定及び通知)

第6条 TOPPANは、第4条第1項及び第5条に基づき申請者から申請があった場合、当該申請内容及び添付書類等の審査により、別表の定めるところにより本補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、交付決定を行い、すみやかにその決定の内容を第2号様式による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、TOPPANは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、本補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行い、この通知を行うものとする。

2 TOPPANは、第4条第2項及び第5条に基づき申請者から申請があった場合、当該申請内容及び添付書類等の審査により、別表の定めるところにより本補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、交付の決定及び額の確定を併せて行い、第2の2号様式による交付決定及び額の確定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、TOPPANは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、本補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行い、この通知を行うものとする。

3 前項により交付決定及び額の確定を受けた申請に関しては、第8条から第13条までの規定は適用しないものとする。

4 TOPPANは、第1項及び第2項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができ、その場合は条件の内容を通知する。

(申請の取下げ)

第7条 事業者は、前条第1項による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項により申請を取り下げた場合、事業者は、前条第1項の通知を受けた日から20日以内に、第3号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的

方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(計画変更の申請)

第8条 事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、TOPPANが別途定める日までに、あらかじめ第4号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 補助対象事業の内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助金の額が当該変更に係る費目の補助金の額(当該変更が複数の費目に係る場合にあつては、いずれか少ない費目の額)の20%以内であるもの。
- 二 補助対象経費の配分の変更にあつては、経費の中の費目相互間における流用であつて、その額がいずれか少ない費目の額の20%以内であるもの。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、TOPPANが別途定める日までに、あらかじめ第5号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(事故報告)

第10条 事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第6号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、TOPPANが別途定める日までに第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 事業者は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について、TOPPANの要求があつたときはすみやかに、第7号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、TOPPANが別途定める日までに第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 本補助金の交付決定を受けた事業者は、補助対象事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに、第8号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、TOPPANが別途定める日までに第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 TOPPANは、前条に規定する実績報告を審査し、補助対象事業の成果が本補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、第9号様式による額の確定通知書を当該事業者に第5条に基づき、電磁的方法により、通知するものとする。なお、本補助金の額の確定方法は別表に定めるところによる。

(補助金の支払)

第14条 本補助金は、第6条第2項又は前条により交付すべき本補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 事業者は、前項により本補助金の支払を受けようとするときは、TOPPANが別途定める日までに、第10号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条の規定に

基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 TOPPANは、第9条による補助対象事業の中止又は廃止の承認申請があった場合、又は第6条第1項又は第2項による通知を受けた事業者が次の事由に該当すると認められる場合は、第6条第1項又は第2項による決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくTOPPANの処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 本補助金又は本補助金の対象機器等につき、交付決定通知のもととなった交付申請(第8条第1項による計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合
 - 三 不正、怠慢、虚偽の申請その他の不適当な行為をした場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、天災地変その他本補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請(第8条第1項による計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 事業者が、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1又は別紙2)に違反した場合
 - 六 申請内容及び添付書類等に照らし、本補助金の交付の要件を欠いていたことが事後に認められ、その他、本補助金の目的等に照らして、本補助金の交付が不適切であると認められた場合
- 2 前項は、第13条に規定する本補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 TOPPANは、第1項及び前項に基づく取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し本補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 TOPPANは、前項に基づき本補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 5 第3項に基づき本補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限(返還命令日(納入告知書発行日)から20日以内)までに補助金の返還を行わなければならない。
- 6 第3項に基づき本補助金の返還の命令を受けた者が、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合は、TOPPANは、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付するよう命ずることができる。

(取得財産等の管理等)

第16条 本補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 本補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、第11号様式の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。TOPPANは、本補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ取得財産等管理台帳の開示を求めることができる。

(財産処分の制限等)

第17条 本補助金の交付を受けた者は取得財産等について、次に示す期間の間は、TOPPANの承認を受けずに、本補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

本補助金の交付を受けた者の業種(当該者がリース事業者の場合にあつては、当該者がリースによって補助対象となる機器を貸し渡す先となる者の業種)	一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業
運行管理の高度化に資する機器、過労運転防止に資する機器等	5年

- 2 前項により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、本補助金の交付を受けた者は、TOPPANが別途定める日までに、あらかじめ第12号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。TOPPANは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。
- 3 TOPPANは、本補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、本補助金の範囲内で、その収入の全部又は一部をTOPPANに納付させることとする。
- 4 TOPPANは、第2項及び前項の納付について、期限を付して返還を命ずるものとする。納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合は、TOPPANは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条各項の規定に従い、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴することができる。

(TOPPANによる調査)

第18条 TOPPANは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、製造事業者、輸入事業者又は事業者(以下「事業者等」という。)に対して、取得財産等の保有に関する調査等を行うことができる。

- 2 TOPPANは、関係行政機関における証拠に基づく政策立案(EBPM)に供することを目的として、本補助事業の申請等に基づき取得する情報を、外部データソースと照合・連結等することにより補助金の効果を分析・検証するために用いることができる。
- 3 TOPPANは、本補助事業の次年度以降の向上に向け、当年度において、事業者等にアンケートの実施を求め、その回答を分析し、国から委託を受けた調査事業(本補助事業に関連するものに限られない。)に活用することができる。
- 4 前3項に定める場合のほか、事業者等は、TOPPANが本補助金の目的に照らして必要な範囲内において調査等を求めた場合は、これに協力しなければならない。
- 5 TOPPANは、本補助事業の向上に向け、当年度において、事務局運営の改善及び効率化、広告宣伝、並びに事業開発を目的とした検証及び研究を行うことができる。

(予算が不足する場合の措置等)

第19条 TOPPANは、第4条に基づいてTOPPANが別途定める日以前に、本補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、本補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、別表に規定する補助対象経費ごとに、交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめTOPPAN(又は本補助事業)のホームページ等で周知するものとする。

- 2 TOPPANは、前項の交付申請の受付中止に関係する必要事項を別に定める。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 事業者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1又は別紙2)について本補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請の提出をもってこれに同意したものとする。なお、事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、TOPPANは本事業を通じ事業者に関して得た情報を、国に提供することができる。

(個人情報保護)

第21条 TOPPAN及びその職員は、本事業を通じ事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び交付要綱第20条の2及び令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局のホームページに定めるプライバシーポリシー(制定日:2025年7月25日)の規定に従って取り扱うものとする。

- 2 TOPPAN及びその職員は、本事業の実施にあたって、第4条の申請に関する一切の個人情報を、前項のプライバシーポリシーに定める場合を除き、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、TOPPANが別に定める場合を除く。

(その他必要な事項)

第 22 条 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項は、TOPPANが別に定める。

- 2 TOPPANは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、国土交通大臣からTOPPAN事業の手続等について見直しを求められた場合には、本規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

附則

- 1 本規程は、令和7年7月 25 日から施行する。

別紙1(第3条関係)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、またTOPPAN事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙2(第3条関係)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、TOPPAN事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 装置を販売・取付けする店舗等のいずれかが、上記(1)から(4)のいずれかに該当するとき。